

議員説明会 会議録

1 開催日時

令和6年11月8日（金曜日） 午前11時25分 ～ 午前11時43分

2 件名

認知症高齢者施設「グループホームなごみ」の譲渡等について

3 議事録

（岩間総合政策部長）

議員説明会を再開いたします。

項目の二つ目、認知症高齢者施設「グループホームなごみ」の譲渡等について、説明をさせていただきます。今井健康福祉部長。

（今井健康福祉部長）

説明させていただきます。

令和2年10月策定の公共施設マネジメント計画【実施計画編】第1次において、譲渡の方針としている認知症高齢者グループホーム「グループホームなごみ」について、指定管理者として指定している「特定非営利活動法人ゆう・ゆう」に対して、令和6年度末の指定管理期間終了にあわせ、建物を無償譲渡、土地を無償貸付する予定としますのでご報告します。

まず、譲渡等する財産についてですが、建物・土地の概要は資料に記載のとおりで説明は省略させていただきますが、建物については無償譲渡、土地については、無償貸付することとしています。また、備品については、「花巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第6条第1号の「公益上の必要に基づき、私人に物品を譲与するとき」の規定に基づき無償譲渡することとしています。

次に譲渡等の相手方は、「特定非営利活動法人ゆう・ゆう」です。同法人は、平成17年4月のグループホームなごみの供用開始以来、指定管理者として指定しています。なお、同法人では、認知症対応型共同生活介護グループホームなごみⅡ、小規模多機能型居宅介護なごみホームうきた、地域密着型通所介護デイサービスセンターなごみも運営しています。

次に譲渡等の条件ですが、認知症高齢者グループホームの運営継続を条件とします。

2ページをご覧ください。譲渡等に至った経緯についてですが、まず、公共施設マネジメント計画【実施計画編】第1次において、譲渡に関する考え方として、「公益性かつ公平性の観点から有償譲渡を原則とします。また、譲渡先の選定にあたっては公募などによる競争性かつ透明性を確保します。しかしながら、公共施設マネジメントを推進するためには保有総量の縮減を図る必要があることから、市場状況を見ながら指定管理者への無償譲渡など積極的かつ柔軟な対応も視野に譲渡を検討します」としています。

当該施設は、認知症と診断された方が、共同で生活する施設であり、認知症の方にとって、親しみ慣れた介護職員等によるサービスが継続して提供される環境を維持することは大変重要です。また、指定管理者である同法人は、事業開始当初から、これまでの指定管

理の事業実績が良好であり、今後も高齢者福祉事業の安定的な継続が見込まれます。

このことから、同法人と譲渡についての協議を行ったところ、無償であることを条件に譲渡について令和5年7月に承諾を得ています。

建物は譲渡時点において築20年となり、今後改修等の可能性もあるほか、物価高騰への対応、さらに有償譲渡による費用が生じた場合、法人の負担が大きくなると考えられます。また、譲渡費用相当分を介護職員の確保等に充てることなどにより、結果として入居者への質の高いサービスの提供の継続が図られることが期待できることから、建物を無償譲渡、土地を無償貸付とするものです。

次に国庫補助金の返還についてですが、当該施設は、国庫補助金を受けて建設していますが、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準により、補助目的のために事業を実施した年数が10年以上である施設を無償で譲渡する場合は、補助金返還を要しないこととなっています。

参考ですが、有償譲渡した場合の補助金返還額の見込みは、約617万円となります。最後に、今後のスケジュールについてですが、市議会12月定例会に、「花巻市認知症高齢者グループホーム条例を廃止する条例」について議案を提出することとしております。

説明は以上となります。

(岩間総合政策部長)

説明が終わりました。内容について質問等ございましたら挙手のうえ、発言をお願いいたします。内館桂議員。

(内館桂議員)

このグループホームなごみは、地元東和の地域にとって非常に大事な施設であることは、私もよく理解しています。この建物については無償譲渡ということは理解出来ない訳でもありません。しかし、土地に関しては無償貸し付けということは、何に基づいて、何の法令に基づいて無償貸付けにするのかを聞かせをください。

(岩間総合政策部長)

佐藤長寿福祉課長。

(佐藤長寿福祉課長)

お答えいたします。花巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条に基づき無償貸付けしたいと考えています。

(岩間総合政策部長)

内館桂議員。

(内館桂議員)

あまりよくわからない。そもそも、行政財産の使用条例があります。これには、貸付する前には、それ相当の率により貸付料を頂くという中身であると思っておりますが、あえて

なごみさんに無償貸付しなければならない理由は何ですか。

(岩間総合政策部長)

佐藤長寿福祉課長。

(佐藤長寿福祉課長)

公共施設マネジメント計画に基づき協議を行う中で、無償であれば譲渡を承諾するという回答を頂いており、それに基づいて今、行政財産になっている土地を普通財産にしたうえで、無償貸付をすることで進めていきたいと考えております。

(岩間総合政策部長)

今井健康福祉部長。

(今井健康福祉部長)

お答えいたします。一つは、今後も、介護保険事業所の安定的な運営を継続していただくため、無償にして負担軽減を図るということであります。あとは、公共的団体ということで条例に基づいて無償貸付できるという規定になっております。その2点から検討したところです。

(岩間総合政策部長)

内館桂議員。

(内館桂議員)

別の角度からお聞きますが、この法人は、収益事業をしています。いわゆる介護事業。法人税収めていませんか。その確認をしたい。いや、後から調べてからで結構です。

介護事業というのは、平成12年より前は、いわゆる措置あるいは老人福祉法あるいは老人保健法に基づいて様々な施設を作り、それに対して行政が支援してきた経緯はあります。だから、公設民営で作った施設はどんどん出てきました。しかし、平成12年から介護保険制度に変わりました。この施設は、それ以降に整備された施設です。公設民営により、あえて東和町は整備した訳です。

しかしながら、無償貸付をするとか、無償譲渡する場合には、法人の事業が円滑に出来るまでの立ち上がり期間であれば、そうした政策を講じてあげるのも行政の役割でしたが、あれから10何年たったこの法人が、今ここで、介護の質のサービスの向上を逸るとか、あるいはこれからの介護職員の待遇の改善のために多額の経費を出させる訳にいかないというのは、理由にならないと思います。

その一つの例としてお聞きしますが、東和町にある華の苑は、岩手県の医療局から借りている用地で成り立っています。県と市との土地の賃貸借契約のもとで賃料支払っていないですか。

(岩間総合政策部長)

佐藤長寿福祉課長。

(佐藤長寿福祉課長)

華の苑つきましては、土地代を市から県に支払いをしています。

(岩間総合政策部長)

内館桂議員。

(内館桂議員)

公共機関同士でも、そういうようにきちんとしたルールの下で行っています。

今回の土地の無償貸付は、私は公益性、公共性があることについて、ちょっと当てはまらない部分が多分にあるのではないかな。

一つ考えて欲しいのは、こうした事業を展開しているのは、一般のいわゆる民間の事業所、いわゆる社会福祉法人も行っています。その方々も今、何が大変かというと、介護人材確保について非常に困っているという状況です。この中で、なごみさんだけが、従業員の待遇に大きな影響を与えないために、無償貸付するという理由が成り立つのかどうかについて、もう少し考える必要があるのではないかな。

建物は他の用途に変えることはできないことは理解できますが、少なくとも土地は有償で貸し付けをすることが、行政としても考えなければならないことと思います。

そうでないと、他の同じ事業をしている事業所との公平性、片や自分たちは、土地を自らの財産として取得し、身銭を費やしています。公設民営のなごみさんは、市有地を借りてはいますが、それが無償であるというアドバンテージが、結局民間の他の事業者との均衡公平性を逸していくようなことにならないかな。その辺を考えたことはありますか。そこだけお聞きします。

(岩間総合政策部長)

今井健康福祉部長。

(今井健康福祉部長)

お答えいたします。この法人は、同じ敷地に隣接して、別のグループホームなごみⅡも運営しており、なごみⅡに対しても、土地の無償貸し付けをしています。そことの整合性もありますし、やはり先ほど申し上げましたとおり、介護事業継続という部分と、公益的なものという観点があります。隣接する今回のなごみの部分についてだけ有償ということはどうか。やはり、同じ考え方により、公益性を考えたときに無償貸付で行っていきいたいと考えています。

(岩間総合政策部長)

内館桂議員。

(内館桂議員)

公益性という話がありましたが、公益性というのであれば、同法人が、例えば市が行うべき相談業務に対応するなど、様々なソフトの部分での関与があればこそ、同法人の公益性に対して支援していくのはわからないことはないです。

しかし、介護保険報酬をいただきながら、一つの事業として生業をしているところではないですか。そういうところがこういう形で、土地まで無償というのは本当にこれでいいのかどうか。

もう一つお聞きしますが、この他にこうしたケース、いわゆる譲渡していかなければならない施設、介護施設ではなくて、福祉施設は、あとはどこがありますか。

（岩間総合政策部長）

今井健康福祉部長。

（今井健康福祉部長）

福祉施設で譲渡を予定している施設はございません。

ただ、今現在、他に指定管理している施設は、先ほど申し上げました華の苑と養護老人ホームはなまき荘、医療施設ですが石鳥谷医療センターですが、今現在譲渡の予定はありません。

（岩間総合政策部長）

内舘桂議員。

（内舘桂議員）

決して無償貸付が駄目だということではありません。事業を展開している他の事業所との均衡性という部分、取り組んでいる事業所間のことも、考えないといけない部分はあるのではないのでしょうか。

その辺を考慮しながら、無償と言わなくても、一つの減免制度を取れるのであれば、その制度の中で、ある程度安価にしていくなど、公共用地をそういう形で事業を展開することに対し、本当に無償だけで良いのかどうか、ぜひそこを検討していく必要があるというふうに思います。市民の財産ですので。できれば再考していただきたいと思います。

（岩間総合政策部長）

最後は、ご意見ということでしてよろしいか。

ありがとうございます。

それ以外に何か発言のある方、挙手をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは二つ目の項目認知症高齢者施設「グループホームなごみの譲渡等について」はこれで説明を終了します。